

「求職者の個人情報取扱い」について

職業安定法では、「求職者の個人情報の取扱い」について次のように規定しています。

第5条の4

公共職業安定所等は、それぞれ、その業務に関し、求職者、募集に応じて労働者になろうとする者又は供給される労働者の個人情報（以下この条において「求職者等の個人情報」という）を収集し、保管し、又は使用するに当たっては、その業務の目的の達成に必要な範囲内で求職者等の個人情報を収集し、並びに当該収集の目的の範囲内でこれを保管し、及び使用しなければならない。ただし、本人の同意がある場合その他正当な事由がある場合は、この限りでない。



- 対象となるのは…求人企業、職業紹介事業者などです。
- 個人情報の収集の基本は…業務の目的の範囲内で収集すること。
- 収集してはならない個人情報は…

- 人種、民族、社会的身分、門地、本籍、出生地、家族の職業、収入、本人の資産などの情報、容姿、スリーサイズなど。
- 人生観、生活信条、支持政党、購読新聞・雑誌、愛読書など。
- 労働運動、学生運動、消費者運動などに関することなど。

- 個人情報を収集するには…本人から直接収集すること。
本人以外から収集する時は、本人の同意を得た上で収集すること。
- 個人情報の保管、使用は…収集目的の範囲内に限られます。
- 個人情報の管理は…目的に応じ必要な範囲において正確かつ最新の内容に保つこと。
紛失、破壊及び改ざんを防止すること。
第三者からのアクセスを防止すること。
必要が無くなれば破壊又は削除すること。



違反した時は

★改善命令や罰則（6ヶ月以下の懲役又は30万円以下の罰金）が適用されます。

参考

★雇用管理に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事業主が講ずべき措置に関する指針
(平成16年7月1日厚生労働省告示第259号)

主旨 個人情報の保護に関する法律に定める事項に関し、雇用管理に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事業主が講ずべき措置について、その適正かつ有効な実施を図るために必要な事項を定めたものです。

なお、本指針によるほか、雇用管理に関する個人情報については、当該個人情報取扱事業者が行う事業を所管する大臣等が策定した指針その他の必要な措置に留意していただく必要があります。

★労働者の個人情報の保護に関する行動指針（厚生労働省ガイドライン）についても、社内規定等を整備される際によりどころとしてご活用ください。

